

第2号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表中

特別支援教育専門監	特別支援教育課	特別支援教育課	特別支援教育課 上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。
-----------	---------	---------	---

を

特別支援教育専門監	特別支援教育課	特別支援教育課	特別支援教育課 上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。
学校安全・防災専門監	スポーツ健康課	学校安全・防災専門監	学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。

に改め、同条第四項中「特

別支援教育専門監」の下に「、学校安全・防災専門監」を加える。

第三十条第三項企画管理部の分掌事務第一号中「管理」を「総合的な企画及び広報」に改め、同分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 庁舎の維持管理に関すること。

第三十条第三項資料奉仕部の分掌事務第三号中「、閲覧及び貸出」を「及び閲覧」に改め、同分掌事務第四号中「保存」の下に「、閲覧」を加え、同分掌事務第六号中「、貸出及び相談」を「及び貸出」に改め、同分掌事務に次の一号を加える。

七 東日本大震災資料の収集、整理、保存及び公開に関すること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後	現行	備考																					
<p>第一条から第十六条まで（略）</p> <p>（職及び職務） 第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第一条から第十六条まで（略）</p> <p>（職及び職務） 第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>○職の設置によるもの</p>																					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="885 152 986 302">職</td> <td data-bbox="885 302 986 436">組織</td> <td data-bbox="885 436 986 936">職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 152 885 302">特別支援教育専門監</td> <td data-bbox="625 302 885 436">特別支援教育課</td> <td data-bbox="625 436 885 936">上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 152 625 302">学校安全・防災専門監</td> <td data-bbox="459 302 625 436">スポーツ健康課</td> <td data-bbox="459 436 625 936">上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="386 436 459 936">（略）</td> </tr> </table>	職	組織	職務	特別支援教育専門監	特別支援教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。	学校安全・防災専門監	スポーツ健康課	上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。	（略）			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="885 987 986 1137">職</td> <td data-bbox="885 1137 986 1272">組織</td> <td data-bbox="885 1272 986 1771">職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 987 885 1137">特別支援教育専門監</td> <td data-bbox="625 1137 885 1272">特別支援教育課</td> <td data-bbox="625 1272 885 1771">上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="386 1272 459 1771">（略）</td> </tr> </table>	職	組織	職務	特別支援教育専門監	特別支援教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。	（略）			<p>○職の設置によるもの</p>
職	組織	職務																					
特別支援教育専門監	特別支援教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。																					
学校安全・防災専門監	スポーツ健康課	上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。																					
（略）																							
職	組織	職務																					
特別支援教育専門監	特別支援教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。																					
（略）																							
<p>3 （略）</p> <p>4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専</p>	<p>3 （略）</p> <p>4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専</p>	<p>○職の設置によるもの</p>																					

門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第二十九条の五まで (略)

(図書館)

第三十条 (略)

2 (略)

3 図書館の部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理部

一 図書館の総合的な企画及び広報に関すること。

二 市町村立図書館等の振興及び連絡調整に関すること。

三 協力貸出に関すること。

四 庁舎の維持管理に関すること。

五 (略)

六 (略)

資料奉仕部

一 (略)

二 (略)

三 郷土資料の収集、整理、保存及び閲覧に関すること。

四 一般図書の収集、整理、保存、閲覧及び貸出に関すること。

五 (略)

六 児童資料の収集、整理、保存及び貸出に関すること。

七 東日本大震災資料の収集、整理、保存及び公開に関すること。

第三十一条から別表第三(第四十一条関係)まで (略)

門監、特別支援教育専門監、、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第二十九条の五まで (略)

(図書館)

第三十条 (略)

2 (略)

3 図書館の部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理部

一 図書館の管理に関すること。

二 図書館の企画及び広報に関すること。

三 市町村立図書館等の振興及び連絡調整に関すること。

四 協力貸出に関すること。

五 (略)

六 (略)

資料奉仕部

一 (略)

二 (略)

三 郷土資料の収集、整理、保存、閲覧及び貸出に関すること。

四 一般図書の収集、整理、保存、及び貸出に関すること。

五 (略)

六 児童資料の収集、整理、保存、貸出及び相談に関すること。

第三十一条から別表第三(第四十一条関係)まで (略)

○分掌事務の追加・修正によるもの

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

1 改正の内容

(1) 職の新設に伴う改正

学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する「学校安全・防災専門監」をスポーツ健康課に新たに設置することに伴い、関係規定を改正するもの。

【改正：第17条関係】

(2) 学校以外の教育機関の事務分掌の変更に伴う改正

図書館について、東日本大震災資料に関する事務を追加するほか、分掌事務の一部を改正するもの。

【改正：第30条関係】

2 施行期日

令和2年4月1日